



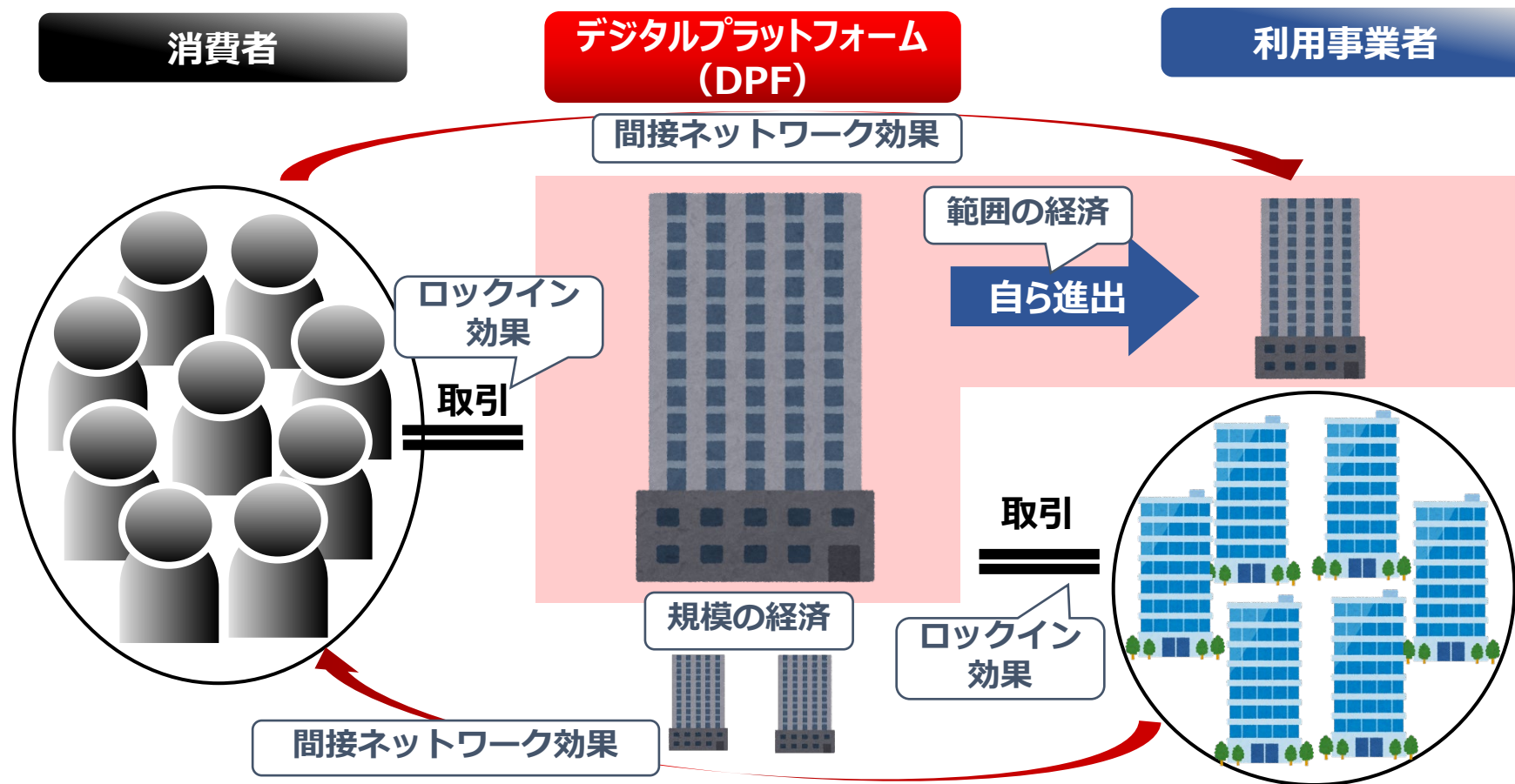
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会のデジタル分野の取組

(2026年6月)

Contents :

- デジタルプラットフォームを巡る問題意識
- デジタル分野に係る公正取引委員会の体制
 - ・ アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化
 - ・ デジタル分野の専門人材の登用
 - ・ デジタルアナリスト活躍の例
- 公正取引委員会におけるデジタル分野の主な取組
 - ・ エンフォースメント（主な事件審査、主な企業結合）
 - ・ アドボカシー（実態調査の例（生成AIに関する実態調査））
- 政府全体のルール整備への貢献
 - ・ スマホソフトウェア競争促進法
- 国際連携の例



【 便益 】

- ・利用事業者には新たなビジネスチャンスが提供される。
- ・利用事業者のほか、**規模の経済**や**範囲の経済**を活かしたDPF自らが、様々なサービスを安価（又は**無料**）で提供することで、消費者の利便性が向上。
- ・多面市場に散在する**大量のデータを集積・構造化**し、新たな価値を創出。
⇒**社会に多大な便益をもたらす。**

【 弊害 】

- ・**間接ネットワーク効果**、**ロックイン効果**、**規模の経済**等の特徴により、特定のDPFに利用者が集中する一方で新規参入が困難となる傾向にあることから、**独占・寡占**に至り得るとともに、利用者との取引において交渉上優位な立場にもなり得る。
- ・利用事業者と競合するサービスを自ら提供した場合に、**自己優遇**のインセンティブが生じ得る。
⇒**競争上の問題が生じ得る。**

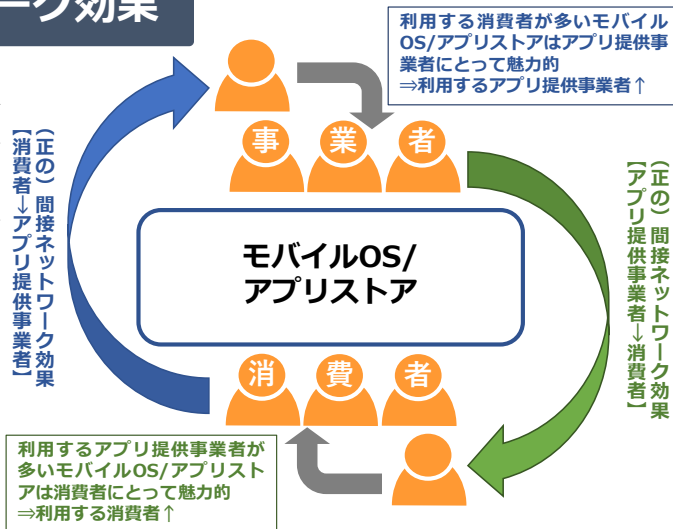
(参考) デジタルプラットフォームに関する主な特徴

- デジタルプラットフォームに関しては、一定の規模を達成した場合、**間接ネットワーク効果**が十分に生じ、**規模の経済**及び**ロックイン効果**が更に強く働くことで、市場における地位がより強固なものになる。また、**範囲の経済**が働くことで、サービス提供分野の拡大が容易になるという特徴もある。

1. 間接ネットワーク効果

※同じネットワークに属する参加者グループが複数存在し、一方のグループの参加者が増加する際に、他方のグループの参加者の便益が高まる効果（正の間接ネットワーク効果）

※図はモバイルOS/アプリストアの例



2. ロックイン効果

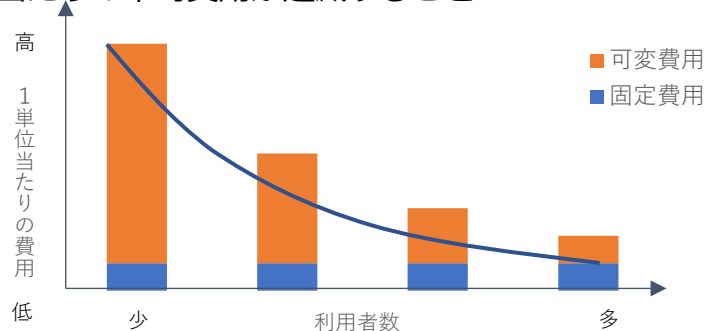
※ある財・サービスの利用者がその利用を止めて別の財・サービスに利用を変更したいと考えたとしても、スイッチングコストや間接ネットワーク効果等の理由により、その変更を行えない状態

※図はモバイルOSの例



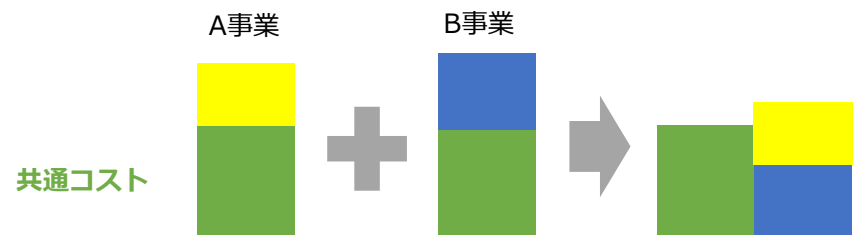
3. 規模の経済

※ある財・サービスの生産量を増やすほど当該財・サービスの1単位当たりの平均費用が逡減すること



4. 範囲の経済

※複数の財・サービスをそれぞれ別の企業で生産するよりも、同一企業がまとめて生産する方が、当該財・サービスの生産費用が小さくなり、効率性が高まること



政策立案 （アドボカシー）

事件審査 （エンフォースメント）

官房デジタル・国際総括審議官による一元的所掌

デジタル市場企画調査室

- デジタル市場についての取引実態の把握
- デジタル市場における競争環境の整備に向けた取引慣行の改善等の提言
- 新たな立法的対応の検討
- デジタル分野の外部専門家との積極連携
- デジタル競争政策の普及啓発

官房参事官（デジタル担当）

- スマホソフトウェア競争促進法の執行を担当
- 事前規制（禁止行為及び遵守義務をあらかじめ規定）の対象となるデジタルプラットフォーム企業（指定事業者）と継続的な対話

審査局長の所掌

上席審査専門官（デジタルプラットフォーマー担当）

- デジタルプラットフォーム企業による独占禁止法違反被疑事件の審査を専門的に担当
- デジタル分野における審査のノウハウの蓄積

デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて

4

—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を踏まえ、公正取引委員会は、厳正かつ的確な法執行（エンフォースメント）と取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する唱導（アドボカシー）を「車の両輪」として取り組み、組織全体としてデジタル化等経済社会の変化への対応を強化する。

アドボカシーの実効性の強化

- ・関係府省庁との積極的な対話と戦略的な連携、説得力ある提言、効果的な对外発信、適時適切なフォローアップ等
 - ・実態調査を通じたアドボカシーについて、実態調査の役割、対象分野、実施方法といった基本的な考え方を明らかにし、実態調査に対する幅広い理解・協力を求める
- 目的達成のために必要かつ相当な範囲での独禁法第40条に基づく調査権限の行使、調査の背景や問題意識を明確にした分かりやすい発信等

エンフォースメントの強化

- ・デジタル市場に係る行為等を中心に、情報収集の必要性がある場合等には、審査の初期段階等であっても事件の概要を公表して広く第三者から情報・意見を募集
- ・事件審査開始の判断のための情報収集が任意の手法では困難な場合、目的達成のために必要かつ相当な範囲で、独禁法第40条に基づく調査権限を行使
- ・取締役会における資料等の内部文書の企業結合審査における活用
- ・経済分析室と連携した経済分析の活用

アドボカシーとエンフォースメントの連携の促進

実態調査を通じて得られた情報・知見の活用

- ・調査票等に申告窓口を明記し、独禁法に違反するおそれのある具体的な事実に係る情報提供の呼びかけ
- ・実態調査で収集した情報を法執行部門で活用する可能性がある場合には、その旨を調査票等に明記する。記載がなくとも、情報提供が行われた場合には、法執行部門での活用について了承を得る

- ・実態調査での取組を通じて提供される情報を積極的に活用するなど、実態調査からシームレスに個別のエンフォースメントにつなげる
- ・実態調査において得られたデジタル市場等に関する最新の知見や分析結果のエンフォースメントでの活用

エンフォースメント発動可能性によるアドボカシーの実効性強化

機能・体制の計画的な充実・強化

専門人材活用を含めた専門的知見に係る人的基盤の拡充など質的な充実と併せ、組織・人員の抜本的な拡充など量的な充実を図ることにより、デジタル・経済分析・審査情報解析・企業結合分野を始めとして公正取引委員会の機能・体制を重点的かつ計画的に強化する。

- 専門性が高く変化の激しいデジタル分野において効果的に競争政策を推進するため、専門人材の登用を通じて最先端の知見を実務に反映。

デジタルスペシャルアドバイザー（DSA）

- 5G、AI、デジタル広告、プライバシー等に係る専門家であるデジタルスペシャルアドバイザー 6名に嘱託
 - ⇒ 各アドバイザーの専門分野の市場動向/技術動向等についての最前線の情報を収集。
 - ⇒ 公正取引委員会が実施する実態調査等について助言を得る。

デジタルアナリスト（DA）

- デジタル分野の外部専門家であるデジタルアナリスト10名の体制
 - ⇒ DSAとは異なり、国家公務員（非常勤職員）として採用。
 - ⇒ DSA同様の業務に加えて、自ら調査企画・立案業務も行う。
 - ⇒ デジタル分野に係る各種データ分析等も企画・実施。

Ⅲ.投資立国の実現

3. GX・DXの着実な推進

（2）DX

⑫スマートフォンアプリ等の競争環境の整備

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の全面施行に向け、セキュリティ確保等を図りつつ迅速かつ効果的に運用するため、デジタルツールや生成AIの活用を含め、公正取引委員会における執行環境を整備する。

（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和7年6月13日閣議決定））

デジタルアナリストは公正取引委員会において、デジタル分野の専門的知見を活かした業務に関連するプロジェクトを企画・実施している。以下では、代表的なプロジェクトを2つ紹介する。

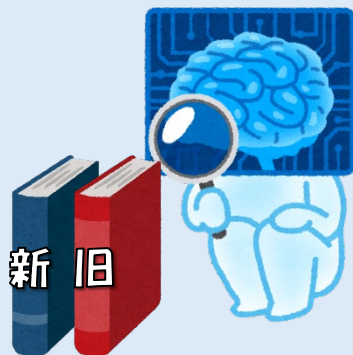
① 規約変更追跡プロジェクト

課題：

ウェブサイト上で公開されているデジタルプラットフォーム等の利用に係る規約や約款について、競争政策上問題となる内容が含まれていないかを注視することは重要。しかし、目視による更新の確認には長時間を要する。

課題への対処：

特定のサービスの利用に係る規約や約款に変更がある度に、新旧を比較し、「差分」の抽出して通知する仕組みを構築。



プロジェクト実施による効果

膨大な作業をAIが肩代りすることで業務効率化を実現。最終的な確認は引き続き人が行うことで正確性を担保しつつ、見落としのリスクを未然に防ぐことに貢献。

② スマホ法準拠・情報構造化プロジェクト

課題：

生成AIは、ユーザーの様々な「質問」に対し、事前に学習した情報やウェブ検索を参照し回答を生成する。生成AIがウェブサイト上のどこに学習・参照すべき情報があるかについて判断を誤ると、誤りを含む不正確な回答が生成される。

課題への対処：

まずはスマホ法について、誤参照の可能性を低減させるため、生成AIが読み取りやすい形式のファイル（mdファイル）を設置。また、公正取引委員会のウェブサイトを訪れた生成AIに対し、mdファイルがどこにあるかをわかりやすくガイドするためのテキスト（llms.txt）を設置。

プロジェクト実施による効果

生成AIが、スマホ法について正確な情報を基に回答を生成することができるようになり、事業者や消費者における同法の正しい理解に貢献。

公正取引委員会におけるデジタル分野の主な取組（令和元年～）

7

1. 事件審査関係

※社名等一部略称。

- マイクロソフト・コーポレーションらによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集（R8.3）
- Google LLCに対する排除措置命令（R7.4）
- MCデータプラスに対する排除措置命令（R6.12）
- アマゾンジャパンによる独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集（R6.11）
- Google LLCから申請があった確約計画の認定（R6.4）
- サイネックス及びスマートバリューから申請があった確約計画の認定等（R4.6）
- エキスペディア・ロジック・パートナー・サービスズ・サールから申請があった確約計画の認定等（R4.6）
- Booking.com B.V.から申請があった確約計画の認定等（R4.3）
- 楽天（オンラインモール）に対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R2.2 緊急停止命令の申立て、R3.12改善措置の実施を確認し審査を終了）
- ユニクエストに対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R3.12）
- アップルに対する独占禁止法違反被疑事件の処理（R3.9 改善措置の実施を確認し審査を終了）
- アマゾンジャパンから申請があった確約計画の認定（R2.9）

2. 企業結合審査関係

※括弧内は公表日又は9条通知日

- グーグル・エルエルシーによるウィズ・インクの株式取得（R8.6）
- シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収（R7.3）
- ヒューレット・パカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュニパー・ネットワークス・インクの統合（R6.8）
- TBSホールディングスによるU-NEXTの株式取得（R6.7）
- 日本生命保険相互会社によるBCJ-43の株式取得（R6.4）
- ゼンリン及びアイシンによるトヨタマップマスターの株式取得（R6.1）
- アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合（R5.12）
- マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合（R5.3）

3. ガイドライン関係

- 「指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」の改定（R1.12）デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の改定（R4.4）
- デジタル分野の企業結合案件に的確に対応するため「企業結合審査に関する独占禁止法の運用」
- 「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針」の策定（R7.8）

4. 実態調査関係

- 生成AIに関する実態調査報告書ver.2.0（R8.4）
- 生成AIに関する実態調査報告書ver.1.0（R7.6）
- タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書（R7.4）
- コネクテッドTV及び動画配信サービス等に関する実態調査報告書（R6.3）
- ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書（R5.9）
- フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ調査報告書（R5.3）
- モバイルOS等に関する実態調査報告書（R5.2）
- ソフトウェア業の下請取引等に関する実態調査報告書（R4.6）
- クラウドサービス分野の取引実態に関する報告書（R4.6）
- 官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書（R4.2）
- デジタル広告分野に関する実態調査報告書（R3.2）
- 共通ポイントサービスに関する実態調査報告書（R2.6）
- 家計簿サービス等に関する実態調査報告書及びQRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書（R2.4）
- 飲食店ポータルサイトに関する実態調査報告書（R2.3）
- オンラインモール・アプリストアに関する実態調査報告書（R1.10）

5. 研究会・検討会関係

- データ市場に係る競争政策に関する検討会（R3.6報告書公表）
- アルゴリズム/AIと競争政策に関する研究会（R3.3報告書公表）
- 業務提携に関する検討会（R1.7報告書公表）

事件名	行為の概要	公取委の対応
Google LLCに対する件 (令和7年4月15日)	①特定Android・スマートフォンメーカーとの間で、当該メーカーが製造する端末へ「Google Play」と称するアプリストアを初期搭載することについての許諾に併せて、「Google Search」と称する検索アプリなどの自社のアプリをその端末に初期搭載させるなどの契約を締結していること、 ②特定Android・スマートフォンメーカーらとの間で、競争関係にある事業者の検索アプリを搭載しないこと等を条件に、金銭を支払う内容の契約を締結していること により、競争事業者の検索機能を特定Android・スマートフォンに実装させないようにしている。	独占禁止法第19条（不公正な取引方法第12項（拘束条件付取引））の規定に違反するとして、排除措置命令。
株式会社MCデータプラスに対する件に対する件 (令和6年12月24日)	自社が提供するグリーンサイトと称する労務安全サービス（建設業向けクラウドサービス）の優位性が低下するリスクを回避するためには、グリーンサイトに登録された作業員情報等を労務安全サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、グリーンサイトのユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、作業員情報の提供の要請があった場合に、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報の保護を理由にするなどし、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒むなどして、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。	独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項（競争者に対する取引妨害））の規定に違反するとして、排除措置命令。
Google LLCに対する件 (令和6年4月22日)	ヤフーとの間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社を通じて変更し、ヤフーに対し、モバイル・シンジケーション取引*に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフーがモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、Google LLCから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。

* 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。

事件名	行為の概要	公取委の対応
サイネックス及びスマートバリューに対する件 (令和4年6月30日)	左記2社は、自らのホームページをリニューアルする業務の発注を検討している市町村等に対してそれぞれが行う受注に向けた営業活動において、オープンソースソフトウェアのCMSを取り扱う事業者が受注競争に参加することを困難にさせる要件を当該業務の仕様に盛り込むよう働き掛けていた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、左記2社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
エクスペディア・ロジック・パートナー・サービスズ・サールに対する件 (令和4年6月2日)	宿泊施設の運営業者との契約において、Expediaサイトに掲載する宿泊料金及び部屋数について他の販売経路と同等又はより有利なものとする条件（自社ウェブサイト等の販売経路に係る条件を除く。）を定めるとともに、当該条件の遵守を要請等していた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、エクスペディアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
Booking.com B.V.に対する件 (令和4年3月16日)	宿泊施設の運営業者との契約において、Booking.comサイトに掲載する宿泊料金及び部屋数について他の販売経路と同等又はより有利なものとする条件（自社ウェブサイト等の販売経路に係る条件を除く。）を定めるとともに、当該条件の遵守を要請等していた。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、Booking.com B.V.から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。
楽天グループ株式会社に対する件 (令和3年12月6日)	「楽天市場」において、1回の合計の注文金額が税込3,980円以上（一部地域を除く。）の場合に商品の販売価格とともに「送料無料」と表示する施策を実施しようとするに当たり、一部の出店者に対して同施策への参加を余儀なくさせている等の疑いがあった。	公正取引委員会が楽天グループに対して左記問題を指摘したところ、改善措置を講じた旨の報告がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、左記の疑いを解消するものと認められたことから、今後、同社が改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。

事件名	行為の概要	公取委の対応
株式会社ユニクエスト に対する件 (令和3年12月2日)	自社の運営するインターネット葬儀サービスを利用する葬儀社に対し、他のインターネット葬儀サービスを営む事業者と取引することを制限している疑いがあった。	公正取引委員会がユニクエストに対して左記問題を指摘したところ、改善措置を講じた旨の報告がなされたため、公正取引委員会において、その内容を検討したところ、左記の疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。
アップル・インクに対す る件 (令和3年9月2日)	iPhone向けのアプリケーションを掲載するApp Storeの運営に当たり、App Store Reviewガイドラインに基づき、デベロッパーがアプリ内でデジタルコンテンツの販売等をする場合、アップルが指定する課金方法（IAP）の使用を義務付けるなどの行為を実施。	公正取引委員会がアップルに対して左記問題を指摘したところ、同社から、音楽配信事業等におけるリーダーアプリ（ユーザーがウェブサイト等で購入したデジタルコンテンツを専ら視聴等することに用いられるアプリ）についてアウトリンク（消費者をIAP以外の課金による購入に誘導するボタンや外部リンクをアプリに含める行為）を許容することとし、ガイドラインを改定すること等の申出がなされ、左記問題を解消するものと認められたことから、今後、同社が改善措置を実施したことを確認した上で本件審査を終了することとした。
アマゾンジャパン合同 会社に対する件 (令和2年9月10日)	取引上の地位が自社に対して劣っている疑いのある納入業者（本件納入業者）に対し、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、本件納入業者に支払うべき代金の額から減じるなどの行為を実施。	公正取引委員会が確約手続通知を行ったところ、アマゾンジャパンから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認められたことから、当該計画を認定。なお、当該計画が実施されることにより、本件納入業者のうち約1400社に対し、総額約20億円の金銭的価値の回復が行われた。

事件名	公取委の対応
グーグル・エルエルシーによるウィズ・インクの株式取得 （令和8年6月；主要な企業結合事例内で公表）	【審査の観点】 当事会社グループの商品・役務は多岐にわたるものの、①CNAPP（事前予防型の複数のセキュリティ機能を単一ダッシュボードに統合・可視化し脆弱性の特定等を行うサービス）を含むセキュリティサービス市場又はCNAPP市場における水平型企业結合、②CNAPP及びこれと接続して利用することが可能なサービス（以下「特定サービス」という。）の混合型企業結合（契約上の組合せ、バンドルディスカウント、相互接続性の遮断若しくは低下又は秘密情報の入手による懸念）について、競争を実質的に制限することとなるか審査を実施。 なお、本件は、企業結合審査の届出基準を満たさないが、本件株式取得に係る対価の総額が400億円を超えると見込まれ、かつ、本件株式取得による統合が国内の需要者に影響を与えると見込まれたことから、当委員会の職権で審査を行ったもの。 【審査結果の概要】 ①については、CNAPPを含むセキュリティサービス市場及びCNAPP市場において、どのように市場を画定したとしても、当事会社グループが有力な地位にあるとは想定し得ず、また、これらの市場には供給余力が認められる多数の有力な競争者が存在することから、競争者からの牽制力が認められる。このため、競争を実質的に制限するおそれはないと判断した。 ②については、以下のとおり、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはなく、競争を実質的に制限するおそれはないと判断した。 ・ CNAPPと特定のサービスの組合せが必ずしも需要者にとって魅力的なものになるとは限らず、また、同市場内には供給余力のある多数の有力な競争者が多数存在するため、当事会社グループには契約上の組合せ又はバンドルディスカウントによって混合型市場閉鎖を行う能力があるとはいえない。 ・ 当事会社グループ以外のCNAPPや特定サービスと相互接続性を遮断又は低下させた場合、当事会社グループのサービス自体の魅力や機能を損なうことになるなど、当事会社グループに混合型市場閉鎖を行う能力及びインセンティブがあるとはいえない。 ・ システム上、当事会社グループが競争上有利になるような、他のクラウドサービス自体を構築するコード等の秘密情報へのアクセスはできないとされていることから、秘密情報の入手も困難であると考えられる。

事件名	公取委の対応
シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収 （令和7年3月；排除措置命令を行わない旨の通知）	【審査の観点】 当事会社グループの統合によって、競争に大きな影響が生じる可能性があると考えられる半導体設計解析ソフトウェア及び光学設計用ソフトウェアに係る各市場のうち、①半導体設計解析ソフトウェア市場における水平型企業結合、②同市場における混合型企業結合（関連性のある製品同士の商品拡大）及び③光学設計用ソフトウェア市場における水平型企業結合において競争を実質的に制限することとなるか審査を実施。 【審査結果の概要】 ①については、当事会社グループがいずれも提供している半導体設計解析ソフトウェアは10製品であるところ、うち9製品は問題ないと判断。一方、RTL消費電力解析ソフトウェア（デジタルチップ）市場においては当事会社グループの合算シェアは1位となり、参入圧力並びに隣接市場及び需要者からの競争圧力が限定的であるものの、下記問題解消措置を前提とすれば、同市場において競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。 ②については、相互運用性の遮断・低下による市場閉鎖、組合せ供給による市場閉鎖、潜在的競争の消滅といった問題が生じることとはならないと考えられることから、競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。 ③については、当事会社グループの合算シェアが1位となり、参入圧力及び隣接市場からの競争圧力が限定的であるものの、下記問題解消措置を前提とすれば、同市場において競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。 【問題解消措置】 上記の審査の観点のうち、①及び③について当事会社グループから以下の問題解消措置を講ずる旨の申出があった。 ①への対応：アンシス・インクのRTL消費電力解析ソフトウェア事業（半導体設計解析ソフトウェア事業の一部）を売却する。 ③への対応：シノプシス・インクの光学設計用ソフトウェア事業を売却する。 ※事業売却先は、どちらの事業も電子設計及びテストソリューション提供会社であるキーサイト（米国）である。

事件名	公取委の対応
ヒューレット・パカード・エンタープライズ・カンパニー及びジュニパー・ネットワーク・インクの統合 （令和6年8月；排除措置命令を行わない旨の通知）	【審査の観点】 当事会社グループが営む事業の間で競争関係等にあるものは複数存在するところ、本件行為により競争上の影響が生じ得る企業結合の形態として、①世界全体におけるデータセンタースイッチの製造販売分野における水平型企業結合、②世界全体におけるキャンパススイッチの製造販売分野における水平型企業結合、③世界全体における無線LANアクセスポイントの製造販売分野における水平型企業結合及び④キャンパススイッチ及び無線LANアクセスポイントの製造販売分野における混合型企業結合について重点的に審査を実施。 【審査結果の概要】 ①、②及び③については水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。 ④については混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないが、キャンパススイッチ市場及び無線アクセスポイント市場には有力な競争者が複数存在すること等から当事会社グループは組合せ供給を行う能力を有さず、当該市場における市場の閉鎖性・排他性の問題が生じるおそれはないと考えられる。 以上より、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。
TBSホールディングスによるU-NEXTの株式取得 （令和6年7月；主要な企業結合事例内で公表）	【審査の観点】 当事会社グループが営む事業の間で競争関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ、本件行為により競争上の影響が生じうる企業結合の形態として、①映像コンテンツ制作事業及び映像コンテンツ配信事業における水平型企業結合並びに②映像コンテンツ制作事業を川上市場、映像コンテンツ配給事業、映像コンテンツ配信事業及び多チャンネル有料放送事業をそれぞれ川下市場とする垂直型企業結合、川上市場を映像コンテンツ配給事業、川下市場を映像コンテンツ配信事業とする垂直型企業結合について重点的に審査を実施。 なお、本件は、届出基準を満たさないが、TBSホールディングスから相談を受けたことで審査を行ったもの。 【審査結果の概要】 ①需要者からの競争圧力や、複数の競争事業者が存在すること等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。 ②当事会社グループに投入物閉鎖や顧客閉鎖を行う能力がないこと等から、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

事件名	公取委の対応
日本生命保険相互会社によるBCJ-43の株式取得 （令和6年4月；排除措置命令を行わない旨の通知）	【審査の観点】 当事会社グループが営む事業の間で競争関係、取引関係等にあるものは複数存在するところ、本件行為により競争上の影響が生じ得る企業結合の形態として、川上市場を保育版シェアリングエコノミー事業、川下市場を企業主導型保育事業とする垂直型企業結合について重点的に審査を実施。 【審査結果の概要】 川上市場においては他の事業者が存在せず、川下市場においてはBCJ-43グループの市場シェアが不明なことから垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。 当事会社グループには投入物閉鎖を行う能力があるが、間接ネットワーク効果によって、投入物閉鎖を行うインセンティブはない。すなわち、BCJ-43グループ以外が運営する企業主導型保育所の紹介数を減らすと、利用可能な従業員枠の選択肢が限定されるため、日本生命保険グループが運営する保育版シェアリングエコノミーを利用する企業が減少する。当該保育版シェアリングエコノミーを利用する企業が減少すると、BCJ-43グループにとって、マッチングの機会が減少し、従業員枠の利用者獲得に繋がらない。 また、川下市場において、BCJ-43グループの市場シェアが最も高い都道府県でみても、新規に参入しようとする保育版シェアリングエコノミー事業者は、川下市場でBCJ-43グループの競争者が運営する企業主体型保育所と容易に取引可能であり、顧客閉鎖を行う能力がない。 以上から、当事会社グループの単独行動又は当事会社グループと競争者との協調的行動により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

エンフォースメントの強化に係る取組 ―企業結合審査における第三者からの情報・意見の募集―

- デジタル分野の案件を中心に、複雑かつ急速に変化する市場状況において、より広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられるような企業結合案件については、**第2次審査の開始の如何を問わずに、必要に応じて、第三者から意見聴取する旨公表し、情報・意見を募集**する（令和4年6月16日公表）。

■ マイクロソフト・コーポレーション及びアクティビジョン・ブリザード・インクの統合

（募集期間：令和4年6月16日～同年7月15日）

※マイクロソフト・コーポレーション（本社米国）又はアクティビジョン・ブリザード・インク（本社米国）をそれぞれ最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、共にゲーム関連事業を営んでいる。

■ アドビ・インク及びフィグマ・インクの統合

（募集期間：令和5年4月10日～同年5月9日）

※アドビ・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、主に画像やイラスト等のデジタル・コンテンツの作成に係るソフトウェア事業を営んでいる。

※フィグマ・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、ウェブサイト及びアプリのデザイン並びにオンラインホワイトボードに係るソフトウェア事業を営んでいる。

■ シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収

（募集期間：令和6年7月26日～同年8月30日）

※シノプシス・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、主に半導体チップの回路設計及びレイアウト設計等（Electronic Design Automation）に用いられるソフトウェアの製造販売業を営んでいる。

※アンシス・インク（本社米国）を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団は、コンピュータ上で様々なシミュレーションを行うことにより、実際に試作や実験を行わなくても、製品の構造強度や熱の分散等の工学的問題を解析することができるソフトウェア（Simulation & Analysisソフトウェア）の製造販売業を営んでいる。

✓ 実態調査の背景（生成AIにはメリットとデメリットの両方が存在）

新たなイノベーションの促進

- ・ 生成AIの利用による業務効率化の推進、新たなサービスやビジネスモデルの創出等、経済・社会に大きな影響
- ・ 生成AIモデルの性能の向上により、生成可能なコンテンツの範囲が拡大、創造的活動や情報発信の重要な基盤の一つともなっている
- ・ 生成AI技術を応用したロボティクスや自動運転技術の研究も進展、産業構造や生活様式の変革が進行

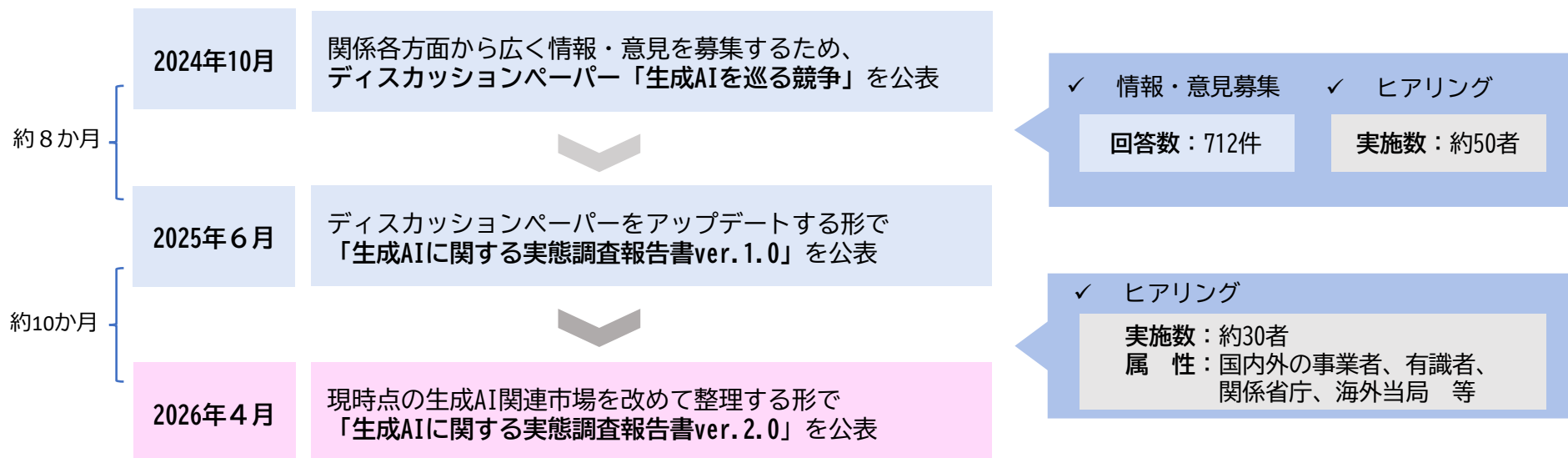
様々なリスク

- ・ 著作権も含む知的財産権等の侵害への懸念や偽・誤情報等の社会を混乱させるリスク等
- ・ 競争政策上の観点からのリスク

公正取引委員会は、我が国の生成AI関連市場における公正かつ自由な競争環境を維持し、生成AIの持続的な進展を確保することにより、更なるイノベーションを生み出す観点から、また、生成AIを健全な形で経済社会に実装する観点も踏まえ、生成AI関連市場の実態を把握するための調査を実施。

✓ 調査手法の特徴及びこれまでの調査の流れ

本調査は、現状の生成AI関連市場の流動的な状況を踏まえ、従来の実態調査よりも迅速かつ柔軟な方法を採用してきた。



1 インフラストラクチャーレイヤー

(1) 計算資源

- ◆ 学習段階の市場においては、NVIDIA製GPUが引き続き優位性を持つ一方、推論段階の市場では、学習段階と比べて競争が活発化。
- ◆ NVIDIA製GPU以外の半導体チップが台頭してきているものの、現時点ではNVIDIAの一強状態はまだしばらく続くと思われる。
- ◆ AIクラウドサービス市場においては、引き続き大手クラウドサービス提供事業者が有力な地位を占めており、こうした状況は今後も継続する見込み。

(2) データ

- ◆ データの量だけではなく質が重要視されることもある。
- ◆ 合成データを活用するなどの取組が行われているほか、企業内部のデータの利用等も注目されている。
- ◆ データの収集に関して、ビッグテック企業に一定の優位性はあるものの、開発を目指すモデルの種類等によって優位性に対する評価は異なる。

(3) 専門人材

- ◆ ビッグテック企業は、高度専門人材の獲得競争において優位性を有しているものの、ビッグテック企業間の競争等も引き続き活発。
- ◆ 国内事業者には、報酬水準の低さ等の課題もあるが、ローカル人材を育成・採用しやすいといった独自の強みもある。

2 モデルレイヤー

- ◆ 汎用的なモデルの開発競争は、ビッグテック企業等を中心に引き続き活発。国内事業者は、特定用途に特化したモデル等を開発することでビッグテック企業の汎用型モデルと差別化を図っている。
- ◆ 国内で使用されるモデルについては日本語能力が重要。海外モデルとの日本語能力の差が縮小している中、専門的な領域や高度な日本語能力が必要な場合等において、国内事業者が優位性を発揮できる可能性。

3 アプリケーションレイヤー

- ◆ 特に競争が激しい。多様なプレイヤーが参入しており、国内における生成AIプロダクトの利用も以前より進んでいる。
- ◆ 生成AIプロダクトと既存のデジタルサービスの統合が進んでいるほか、AIエージェントも日常的な業務やサービスにおいて定着しつつある。

4 その他レイヤーにまたがる事項

(1) 開発環境等の切替え・移行

- ◆ 少なからずスイッチングコスト等が発生するものの、それが開発環境の切替えの実質的な障壁となるか否かは事業者ごとの開発環境等により異なる。

(2) オープンソース／クローズドソース

- ◆ 競争政策の観点から、オープンソースかクローズドソースのいずれが望ましいかは一概にはいえない。多様な選択肢が確保されていることが重要。

(3) パートナーシップ

- ◆ ビッグテック企業とスタートアップ企業の両者にメリットをもたらす可能性がある一方、競争を弱める可能性も指摘されている。

(4) モバイルOS上の生成AIモデル

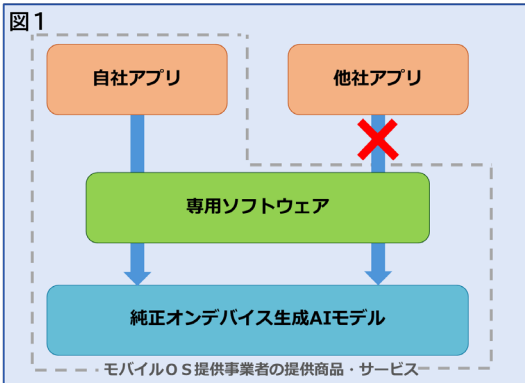
- ◆ スマートフォン上で動作する生成AIモデルを活用した機能を搭載したアプリ等の開発が活発化。今後その活用範囲等は更に広がっていく見込み。

【参考】自動運転分野

- ✓ 生成AIを含むAI技術を応用したフィジカルAI市場の中でも近年注目されている自動運転分野について、市場の実態を整理
- ◆ それぞれのレイヤーで競争は活発に行われている。一方、生成AIを直接活用したサービスの市場とは異なる点も多い。
- ◆ 現時点では、競争政策上のボトルネックが存在するという意見はなかったが、こうした応用分野にも目を向けることが重要。

- ✓ 前回報告書では、情報・意見の募集及び事業者からのヒアリングにおいて、特に「アクセス制限・他社排除」及び「抱き合わせ」について、競争上の懸念等を示す声が寄せられたことから、それらについて考え方を整理した。本報告書では、それらについて更に検討を行い、「モバイルOS上の専用ソフトウェアに関する制限行為」及び「既存のデジタルサービスに生成AIを統合する行為」として改めて考え方を整理した。

1 モバイルOS上の専用ソフトウェアに関する制限行為

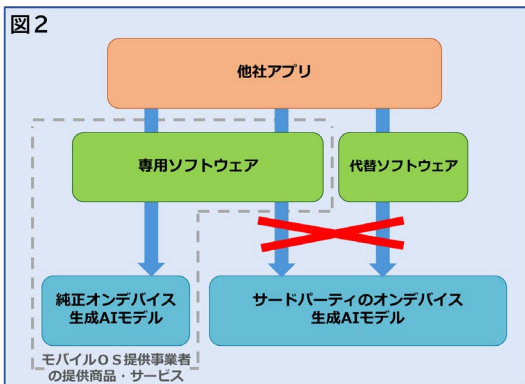


想定事例①

モバイルOS提供事業者が、純正オンデバイス生成AIモデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等に対して、自社のアプリや商品・サービスはアクセスできる専用ソフトウェアへのアクセスを制限する行為

<独占禁止法の考え方>

モバイルOS市場において有力な地位にある事業者が、純正オンデバイス生成AIモデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等に対して、自社のアプリや商品・サービスはアクセスできる専用ソフトウェアへのアクセスを制限するような行為を行った場合において、競合する他の事業者の取引機会を減少させる又はこれらの事業者を排除する場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定14項（競争者に対する取引妨害）等）。



想定事例②

モバイルOS提供事業者が、専用ソフトウェアを通じてアクセスすることができるオンデバイス生成AIモデルを純正オンデバイス生成AIモデルに限定する行為

<独占禁止法の考え方>

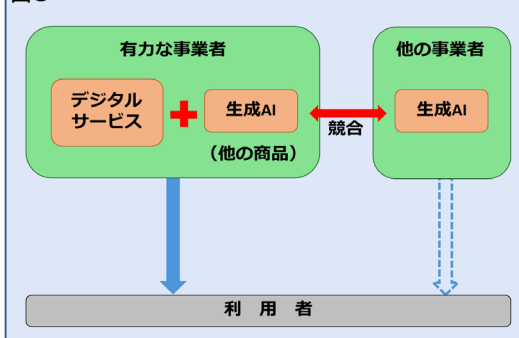
例えば、モバイルOS市場において有力な地位にある事業者が、専用ソフトウェアを通じてアクセスすることができるオンデバイス生成AIモデルを純正オンデバイス生成AIモデルに限定する行為を行った結果、オンデバイス生成AIモデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等が、サードパーティのオンデバイス生成AIモデルを動作させるために、複数の代替ソフトウェアを組み合わせることを余儀なくされ、開発に要するコストが増大するなどの理由により、代替ソフトウェアを通じてサードパーティのオンデバイス生成AIモデルを使用することが困難となるような場合は、当該行為は競合する他の事業者の取引機会を減少させる又はこれらの事業者を排除する可能性があり、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定14項（競争者に対する取引妨害）等）。

（参考）スマホソフトウェア競争促進法上の考え方

上記のモバイルOS上の専用ソフトウェアに関する制限行為が、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が個別ソフトウェアの提供に利用するOS機能について、同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用することを妨げる行為に該当する場合には、同法第7条第2号に掲げる行為（OS機能の利用妨害）に該当し、当該行為に正当化事由が認められない限り、同条に違反することとなる。

2 既存のデジタルサービスに生成AIを統合する行為

図3



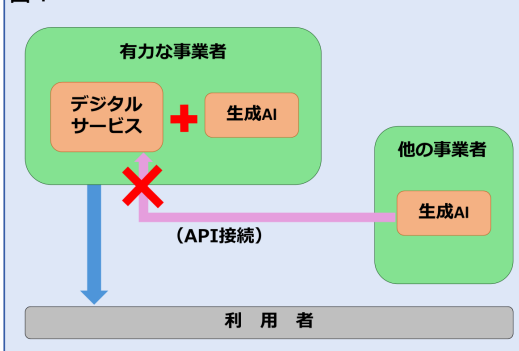
想定事例①

特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、既存のデジタルサービスに生成AIを統合して利用者に提供する行為

<独占禁止法の考え方>

統合された従たる生成AIが「他の商品」に該当する場合において、そのような既存のデジタルサービスと生成AIの統合が、当該デジタルサービス市場において有力な地位にある事業者により行われ、従たる商品である生成AI関連市場に市場閉鎖効果が生じる場合は、当該統合は抱き合わせ販売に該当し、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定10項（抱き合わせ販売等））。

図4



想定事例②

特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、当該デジタルサービスと自社の生成AIを統合した上で、競合する生成AIモデル開発事業者が提供する生成AIに対して、当該デジタルサービスへのAPI接続等を制限する行為

<独占禁止法の考え方>

特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、技術上の必要性等の合理的な理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて、競合する生成AIモデル開発事業者が提供する生成AIに対して、当該デジタルサービスへのAPI接続等を制限すること等により、ユーザーが当該デジタルサービスにおいて競合する生成AIモデルを使用することを妨げる場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定14項（競争者に対する取引妨害）等）。

（参考）クラウドサービスと生成AIを組み合わせて提供する行為

- 今回のヒアリングにおいて具体的な懸念の声があったわけではないが、例えば以下のような行為については、独占禁止法上問題となるおそれがある。
- クラウドサービス市場において有力な地位にある事業者が、自社のクラウドサービスに自社の生成AIを統合して提供することで、生成AI関連市場について市場閉鎖効果が生じる場合
 - 生成AI関連市場において有力な地位にある事業者が、自社の生成AIのライセンスにおいて、当該事業者の競争者が提供するクラウドサービスの利用者に対してのみ、不当に高額なライセンス料を設定することで、クラウドサービス市場について市場閉鎖効果が生じる場合

3 その他の論点

- ✓ 2024年に公表したディスカッションペーパーでは、これら2つの論点以外に、「自社優遇」、「生成AIを用いた並行行為」及び「パートナーシップによる高度専門人材の獲得」について例示した。これらで例示したような行為を示す意見はこれまでに寄せられていないが、今後、これら3つの論点も含め、引き続き市場を注視していく必要がある。

公正取引委員会

デジタル市場競争会議

(事務局：内閣官房)

ルール整備の状況

**オンラインモール・アプリストア
の実態調査報告書**

(令和元年10月)



**デジタルプラットフォーム取引透
明化法案**の方向性の決定

(令和2年1月)



・**同法成立** (令和2年5月)
・オンラインモール・アプリストア分野を対象と
して運用開始 (令和3年4月)

**デジタル広告分野の実態調
査報告書**

(令和3年2月)



デジタル広告分野の競争評価

→同分野をデジタルプラットフォーム取引透
明化法の対象に追加する方針を決定
(令和3年4月)



・**デジタル広告分野を同法の対
象に追加**
・デジタル広告分野における対象事業者を
指定し運用開始
(令和4年10月)

**モバイルOS等に関する実態
調査報告書**

(令和5年2月)



**モバイル・エコシステムに関する
競争評価 最終報告**

(令和5年6月)



・**スマホソフトウェア競争促進法
成立・公布**
(令和6年6月)

背景・趣旨

- スマートフォン（スマホ）が国民生活及び経済活動の基盤となる中、特に重要な4つのソフトウェア（OS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。総称して「特定ソフトウェア」という。）については、少数の有力な事業者が提供する寡占状態
- 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられているが、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正は困難であり、また、独占禁止法による対応では立証活動に著しく長い時間を要するため、公正かつ自由な競争を回復することが困難
- こうした状況を踏まえ、スマホの特定ソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、スマホユーザーが多様なサービスを選択できる状況を実現し、広く国民が恩恵を享受できるよう、競争環境を整備することが必要

法律の骨子

令和6年6月 スマホ法成立（令和6年法律第58号）

（1）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、各特定ソフトウェアごとに、「年度における各月の平均利用者数4000万人以上の事業を行う者」を規制対象事業者として指定する。現在、**Google社**（Google LLC）と**Apple社**（Apple Inc. / iTunes(株)）が、規制対象となる「指定事業者」とされている。

（2）禁止行為及び遵守義務の整備

指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止行為）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守義務）を定める。

（3）規制の実効性確保のための措置

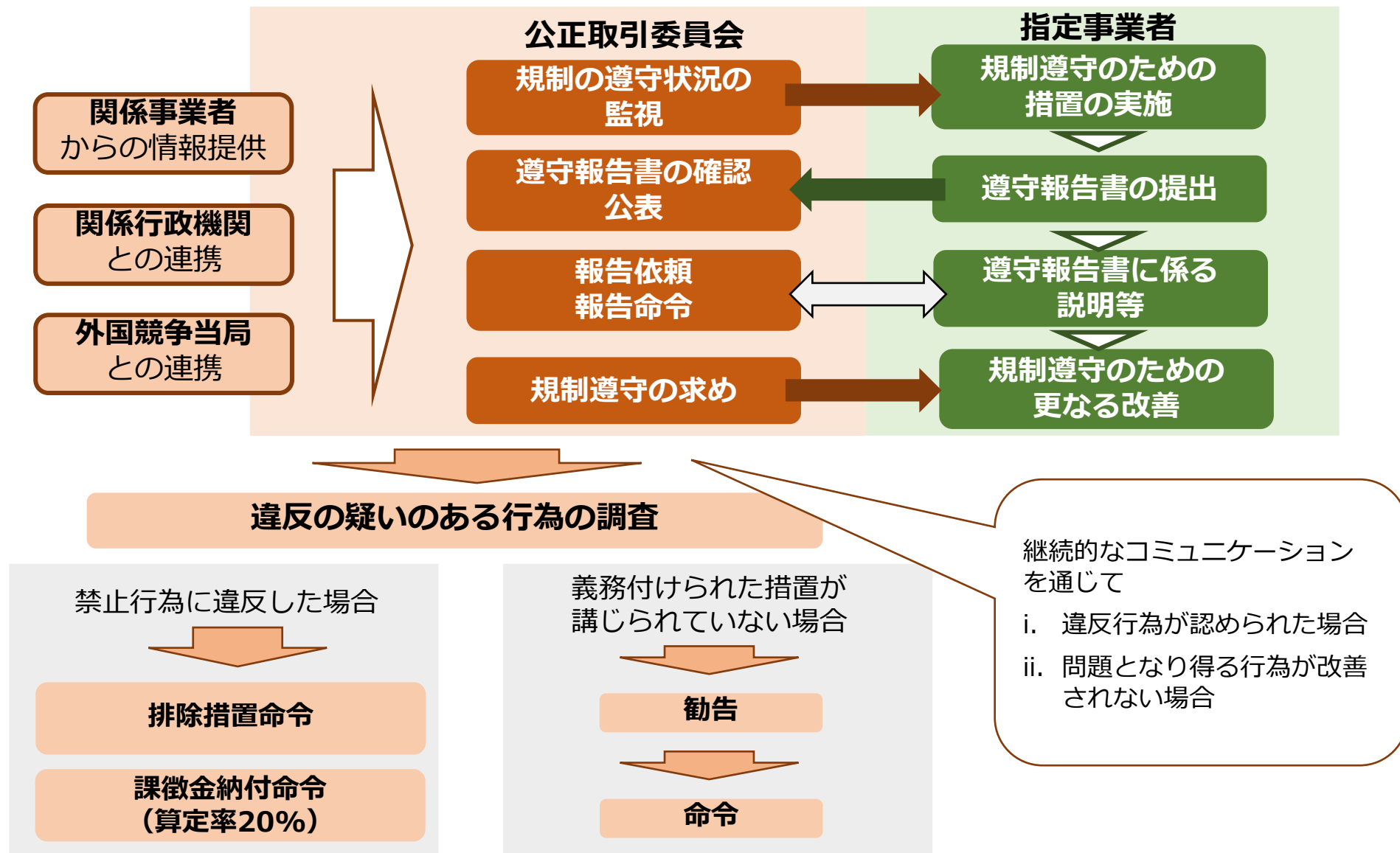
指定事業者による規制の遵守状況に関する報告書の提出義務、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定が整備されている。

（4）施行期日

令和7年12月18日全面施行（（1）に係る規定は令和6年12月19日に先行して施行）。

指定事業者に対する規制		正当化事由	概要
禁 止 行 為	①取得したデータの不当な使用の禁止 【5条】	—	指定事業者が取得した、アプリの利用状況や売上げ等のデータについて、他のアプリ事業者等と競合するサービスの提供のために使用してはならない。
	②アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止 【6条】	—	アプリ事業者によるOSやアプリストアの利用条件、取引の実施について、不当に差別的な取扱いや不公正な取扱いをしてはならない。
	③他のアプリストアの提供妨害の禁止 【7条1号】	○	アプリストアについて、自社のものに限定するなど、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならない。（※ウェブサイトからのアプリの直接のダウンロードを許容することまでは義務付けない）
	④モバイルOSの機能の利用妨害の禁止 【7条2号】	○	OSにより制御される機能について、他の事業者が、指定事業者がアプリにおいて利用する場合と同等の性能で利用することを妨げてはならない。
	⑤他の課金システムの利用妨害の禁止 【8条1号】	○	他社の課金システムを利用しないことを条件とするなど、他社の課金システムを利用することを妨げてはならない。
	⑥リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止 【8条2号】	○	アプリにおいて、ウェブサイトで販売するアイテム等の価格や、ウェブサイトへ誘導するリンクを表示することを制限してはならない。 ウェブサイトにおけるアイテム等の販売を妨げてはならない。
	⑦他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止 【8条3号】	○	自社のブラウザエンジンの利用を条件とするなど、他のブラウザエンジンの利用を妨げてはならない。
	⑧自社のソーシャルログインの利用強制の禁止 【8条4号】	—	自社のソーシャルログインの利用を強制してはならない。
	⑨検索結果の表示における自社優遇の禁止 【9条】	—	検索結果の表示において、自社のサービスを、正当な理由がないのに、競争関係にある他社のサービスよりも優先的に取り扱ってはならない。
遵 守 義 務	①取得データの使用条件等の開示に係る措置 【10条】	—	データの管理体制等の開示をしなくてはならない。
	②取得データの利用者に対する移転に係る措置 【11条】	—	データ・ポータビリティのツールを提供しなくてはならない。
	③デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置 【12条1号但・2号】	—	デフォルト設定について、一般利用者が簡易な操作により変更できるようにしなければならない。また、ブラウザや検索等について、他の同種のサービスの選択肢を示す選択画面を表示しなければならない。
	④追加インストールの同意、アンインストールに係る措置 【12条1号に】	—	アプリの追加インストールに際して、利用者の同意を得なくてはならない。また、アプリのアンインストールが出来るようにしなければならない。
	⑤仕様変更等の開示、期間の確保等に係る措置 【13条】	—	OS、アプリストア、ブラウザの仕様変更等を開示しなくてはならない。
その他	公正取引委員会への報告を理由とした不利益取扱いの禁止 【15条2項】	—	公正取引委員会への報告を理由として、他の事業者を不利に扱ってはならない。

- 従来の独占禁止法の執行とは異なり、**指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める**新たな規制の枠組み





第2回 デジタル競争
グローバルフォーラム

2nd Global Forum on Digital Competition
~ Policies and Enforcement for Harmonization, Innovation, and Growth ~

日時 1月30日[金] 10:00~16:00
2026年

会場 イイノカンファレンスセンターRoomA
東京都千代田区千代田2-1-1 飯野ビルディング4階
Iino Building 4F, 2-1-1 Uchisaiwaicho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011
IINO CONFERENCE CENTER Room A

参加申し込みはこちら

日英同時通訳あり
With simultaneous
Japanese-English interpretation

オンライン配信あり
Live streaming available

参加無料
Free admission

➤ デジタル競争グローバルフォーラム
各国・地域の競争当局職員や関係省庁、研究者、実務家、関係事業者等によるパネルディスカッションを実施

(参加者)

欧州委、英CMA、米FTC及びDOJ、豪ACCC、
韓国KFTC、ドイツBKA、シンガポールCCS、フィリピン
PCC、カナダCBC、タイTCCT、インドネシアKPPU、イン
ドCCI、OECD、Microsoft、Apple、Google、OpenAI等

第1回 R7.1.31開催

第2回 R8.1.30開催

第3回 R9 開催予定

G7競争サミットの開催結果について

令和7年10月2日、カナダ（オタワ）において、カナダ競争局の主催によりG7の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席する「G7競争サミット」が開催され、公正取引委員会から茶谷委員長らが出席した。同サミットにおいては、競争当局によるセッションや、政策立案部局によるセッションがそれぞれ開催されたほか、競争当局及び政策立案部局による合同セッションが開催され、デジタル分野における競争上の問題、特にアルゴリズムによる価格設定について議論が行われた。

議論の主要な内容

- ・アルゴリズムによる価格設定に関する最近の法執行経験及び事件探知手法
- ・デジタル市場における行為に起因する新たな政策的課題
- ・最近の事前相談、実態調査及びアドボカシーの取組
- ・競争政策及び法執行に対するアルゴリズムによる価格設定の潜在的な影響

Compendiumの主要な内容

G7競争サミットの開催に当たり、G7の競争当局は共同で、「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組の要約（Compendium）をリバイズし、同日公表した。同要約は、デジタル市場における競争上の問題に対処するための各競争当局の活動を概観するとともに、例えば以下のような共通の取組等に焦点を当てている。

- ① 最近の執行事例、企業結合事例及びアドボカシーの取組
- ② デジタル分野における競争上の問題へのより効果的な対応のための競争当局の能力強化に向けた具体的な取組（専門部署の設置、専門人材の採用、審査ツール等）
- ③ デジタル分野における競争上の問題へのより適切な対応のための法整備

サミットにおける公取委の発言

- ① 基本的方針
 - アルゴリズム価格設定に係る問題意識
 - デジタル市場における海外当局との積極的協力の実現
- ② 競争当局によるセッション
 - アルゴリズム価格設定が関連する案件の検知における技術及び技術者の活用
- ③ 政策立案部局によるセッション
 - 「アルゴリズム/AIと競争政策」報告書の概要
 - アルゴリズムやAIを用いた並行行為に対する外部専門家の活用
- ④ 競争当局・政策立案部局合同セッション
 - 「生成AIに関する実態調査報告書ver.1.0」の概要
 - 現行の独占禁止法の規制枠組みの妥当性、アルゴリズム価格設定に関する今後の研究課題、国際協力のあり方

共通の視点

- ① 規制の対象を大規模なプラットフォーム事業者に絞る。
- ② 一定の禁止行為・義務付け等を定める事前規制による対応。

	[規制対象]	[規制枠組み]	[ルール整備の動向]
欧州委員会  DMA (デジタル市場法)	コア・プラットフォームサービスを運営するゲートキーパー (GK) に該当する 一定のデジタルプラットフォーム事業者	① 禁止行為 (自社優遇、抱き合わせ) ② データ利活用の確保 (データポータビリティ、相互運用性 等) ③ 合併の事前届出の義務付け	2022年7月採択 2022年11月発効 2023年9月DPF6社: (Google、Apple、Microsoft、Amazon、Meta、ByteDance) をGKとして指定 2024年3月: GKに対し法遵守義務の発生 2024年5月: Bookingを追加でGKとして指定
ドイツ 連邦カルテル庁  競争制限禁止法 第10次改正(第19a条) 第11次改正	複数市場をまたぐ競争について決定的な重要性 (paramount significance)を持つ事業者	禁止行為 (自社優遇や相互運用性の阻害 等)	2021年1月施行(第10次) 2023年11月施行(第11次) Google、Meta、Amazon、Appleを規制対象に認定 2024年9月: Microsoftを追加で規制対象に認定
英国 競争・市場庁  Digital Markets, Competition and Consumers Act 2024	DMU(Digital Markets Unit) が指定する、市場での戦略的な地位(strategic market status: SMS) を有する事業者	① 法的拘束力のある行動要件 (Conduct Requirements) を策定し、義務内容を明確化 ② 競争促進的介入 (Pro-Competition Interventions: PCI) 等	2023年4月: 英国議会に法案を提出 2024年5月成立 2025年1月: DMCCAのうち、第1部 (デジタル市場)、第2部 (競争) 及び第5部 (その他) について施行 2025年10月: DPF 2 社 (Google、Apple) をSMSとして指定
米国 連邦議会 (注)  American Innovation and Choice Online Act	一定の要件を満たす大規模なデジタルプラットフォーム事業者	① 検索、ランキング等における自社優遇を含む差別的取扱いの禁止 ② 自社が提供する他の製品・サービスの使用を他者に求めるような自社優遇の禁止 ③ 相互運用性の制限等の禁止	2023年6月: 米国議会に法案を再提出 (2021年6月に同様の法案が提出されたものの、本会議での採決に至らず廃案となった。)